

○東京藝術大学言語・音声トレーニングセンター規則

〔 昭和50年 5月22日 〕
制 定

改正 平成20年 7月17日 平成25年10月24日
平成26年 7月17日 平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第22条の規定に基づき、東京藝術大学言語・音声トレーニングセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の学内共同教育研究施設として、視聴覚教育設備による外国語及び舞台語の発音・発声等の訓練並びに視聴覚資料を利用する教育研究を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 センターに教授、准教授、講師、助教、助手及びその他必要な教員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を総括する。

3 センター長の資格、選考及び任期については、別に定める。

(運営委員会)

第5条 センターの管理運営に関する次の重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(1) センターの教育研究計画に関する事項

(2) センター教員の人事に関する事項

(3) その他センターの運営に関する重要事項

(委員会の組織)

第6条 委員会は、センター長及び次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター専任教員

(2) 外国語担当専任教員 若干名

(3) 各学部教授会構成員から選出された教員 若干名

(4) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号の委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第7条 前条第1項第2号から第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、可決することができない。

2 委員会の可決は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年5月22日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年11月22日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。